

(11) 令和2年度 コミュニティ助成事業の申請 について

1. コミュニティ助成事業とは

財団法人自治総合センターが宝くじ収入を財源として、地域で行なう事業または活動に必要な施設・設備等の整備を助成する制度です。

2. コミュニティ組織とは

コミュニティ組織とは、自治会等の地域的な共同活動を行っている団体とします（特定目的のために組織された団体、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO等は対象外）。

3. 助成事業の種類、助成対象団体、助成金額、助成対象経費、事業の参考例

※1月の区長協議会の資料をご確認ください。

4. 申請の締切（令和2年度の事業）・・・令和元年9月中旬（予定）

①自治総合センターから募集の連絡があり次第、申請の締切日を各集落にお知らせします。

※町のホームページでもお知らせします。

②事業の内容によっては、助成の対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

5. 問い合わせ・申請書等提出先

《問い合わせ・提出先》 自主防災組織育成事業 → 総務課 総務室
自主防災組織育成事業以外の事業 → 企画課 町づくり推進室

※申請には多くの書類が必要です。申請をされる集落は、早めに書類の準備をお願いします。

6. その他

①前年度の募集内容で早めのご案内をさせていただいております。本年度の募集内容に大きな変更があれば、お知らせします。

②この事業は、全国からの申請につき自治総合センターで審査を行ない、助成金の採択・不採択の決定をします。必ず助成金が交付されるとは限りませんのでご了承ください。

③1つの事業に複数の申請があった場合には、町において審査会を開催し、事業の効果・必要性・申請団体の活動状況などについて比較評価を行い、優先順位を付けた上で自治総合センターへ申請します。

※コミュニティ助成に関する相談は、随時、受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

企画課 町づくり推進室 担当 眞野孝平
電話 68-3113 ファックス 68-3866
メール machidukuri@houki-town.jp